

平成 28 年度第 2 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 28 年 8 月 25 日 (木) 10 時 30 分から 12 時 00 分まで
場 所	平塚市中央公民館 大会議室
出席委員 (11 名)	原田会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、市川委員、椎野委員、永澤委員、立岡委員、岩松委員、赤岩委員、石塚委員
事務局 (8 名)	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、破碎処理場担当長、上家主査
傍 聴 者 (0 名)	なし

1 環境部長挨拶

2 審議会等の会議の公開について

平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢 11 名であり、本日の出席者は 11 名。平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 5 条で定められている過半数の 6 名に達しており、会議は成立していることを確認。

3 会長挨拶

4 審議

(会長)

それでは、議題 (1) の平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直しに入ります。前回会議の後、事務局と私の間で先日の内容を踏まえた答申の素案を作成させていただきました。本日はこの素案をもとに審議を進めていきたいと考えております。まず事務局から素案に関しての説明をお願いいたします。

(事務局)

では説明いたします。まず始めに資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・資料 1 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直しについて (答申)
- ・資料 2 平成 26 年 3 月廃対審提言書の趣旨から今回の諮問に至るまで
- ・資料 3 戸別収集とは
- ・大和市と藤沢市の戸別収集実施内訳 (A3 サイズ 2 枚)
- ・資料 4 ごみステーション方式と戸別収集方式の比較
- ・資料 5 平塚市における家庭ごみの収集状況とその他の環境要因

その他、事前に平成 26 年 3 月に廃棄物対策審議会で確認をしました、家庭系ごみの有料化についての冊子を郵送しましたが、参考資料として本日使用する機会があるかもしれません。お手元にはない方はいらっしゃいますか。では、会長のほうからお話がありました、廃棄物対策審議会の中で、さわやか条例の見直しについて議論をいただきました内容を、今回答申素案という形で作成いたしました。事前に配布することができませんでしたので、本日は内容を確認していただきながら協議をしていただければと思います。先に若干読み上げをさせていただきます。

では資料 1 に入ります。条例第 6 条の見直しについてです。ふんの放置及び投棄の禁止と書いてあるところです。この中で、概要としては平成 18 年の条例施行後、条例に規定されている「ふん」につい

ては、飼養者が塵取りやスコップ等により除去する習慣が広がってきたと感じる。しかしながら、動物が排泄した「し尿」、「水分を多く含む軟便」、「吐しゃ物」等は、飼養者自らが除去等をせず、その場を立ち去る場合が依然として散見される。飼養者としては、家族と同様の愛情を注ぎ飼養しているとの思いから、そうした排泄物を汚物として認識する感情は薄いかもしれないが、し尿によるマーキング行為で発生する臭い等に迷惑している者のことを鑑みたとき、平成25年に環境省が告示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針」中の『動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある』とする内容を改めて飼養者は認識し、生理現象として排出されるものは、きちんと後始末することが求められる。というような概要になっています。

では次ページに移ってください。そのうえで、表記としての部分です。現在「ふん」に限定している対象物を、飼養者責任を具体的に明記しつつ、飼養者の感情を考慮し「汚物」という名称は用いず、「ふん尿等（吐しゃ物を含む）」とすることが望ましい。そして規制の対象外となる行為ですが、以下のようなことをまとめてみました。平成21年に環境省が発表した「めざせ 満点飼い主～あなたの満足度チェックリスト付き」や、平成25年に同省が告示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」中の『所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること』を踏まえ、次のような行為を満たす限りにおいては、条例で定める指導等の対象行為にはあたらないとすることが適当である。そして、基準ですが、散歩にはふん尿等（吐しゃ物を含む）の処理道具を携帯し、衛生的に処理していること。この場合、「衛生的に処理」とは、ペットボトル等の容器に入った水等により対象物を除去及び洗浄することで、臭い等の軽減に努める行為をいうという形でまとめた次第です。

罰則については現行の条例では、第6条の違反行為をした者に対しては第21条第2号で指導及び勧告、第22条で命令、第25条で『第21条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で第22条の規定による市等の命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する』との規定が整備されております。引き続き、抑止力としての効果を求めるには、条例に基づき罰金を課す条文は堅持すべきである。罰金の額については、条例が同効果を期待しての規定であることを鑑みれば、常習的な者をその対象とし、かつ段階的な行政指導等を経た後に処分を課す限りにおいて、適当な額として2万円以下の罰金を課す条文とすることは、近隣市の動向を見ても妥当である。というような形でまとめさせていただきました。

続きまして持ち去りに関する第15条に関する見直しのところです。概要としては、従来条例においては資源再生物は三者協調方式のもと自治会の収益となる側面もあり、同条文により持ち去りが禁止とされてきた。しかしながら、ごみステーションに排出されたごみ（資源再生物を含む）の回収は、市又は市の委託業者により実施されるという前提のもと、市は制度設計をしており、第三者による持ち去りは制度自体の根幹を脅かしかねない行為となる。現在、不燃ごみの中から売却できそうな目ぼしいものだけを抜き取り、それ以外はごみステーションや他の場所に不法投棄したりする事例や、可燃ごみを自宅に持ち帰り、貯留した結果、近隣住民に迷惑をかけるといった事例が散見される。そこで、市民がごみステーションに排出したものについては、全て持ち去り禁止とすることで、制度自体の維持に努めるべきと考える。表記については、一般廃棄物の中に資源再生物を含めてしまうと具体的な対象物が不明瞭となってしまうため、名称を併記するかたちとして、「一般廃棄物（資源再生物を含む）」とすることが望ましい。としております。

罰則について、現行の条例では、第15条の違反行為をした者に対しては第21条第9号で指導及び勧告、第22条で命令、第24条第2号で『第21条第6号及び第9号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者』に対しては、同条において『5万円以下の罰金に処する』との規定が整備されている。引き続き、抑止力としての効果を求めるには、条例に基づき罰金を課す条文は堅持すべきである。罰金の額については、近隣市が20万円以下の罰金としており、現状のままでは持ち去りを誘発する危険性があることから、同様の額に揃えることが妥当である。というようにまとめております。

そして付帯事項ですが、条例の浸透には市民への啓発行為が欠かせない。市は広報紙やキャンペーンを通じて、条例の普及に努めること。特に、条例を実効性のあるものとするため、罰金に至るまでの手続きや運用について改めて周知すること。と書いております。

以上、前回の審議会を踏まえまして、まとめていただく形になります。御議論をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では説明していただきましたとおり、前回皆さんで論議していただきましたことを、答申書としてまとめ上げた案として提出いただきましたが、何かご意見等がありますでしょうか。

(委員)

表記のところですが、「ふん尿等(吐しゃ物を含む)」とありますが、他の条例を見るとふんの前に句点が入っているので、句点を入れたほうがいいのではないかと、というのが一点です。それと罰則と条例21条2号のところ、「ふんを放置し、又は投棄した者」のところ、このふんの表記も変わるということで、よろしいでしょうか。

(事務局)

今おっしゃるように、6条ならびに15条に関連した条文が他にもございます。影響のあるところについても変更を考えております。

(会長)

そこについては、事務局にお任せするというところでよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

表記については統一するというので、事務局で責任を持って担当しますので、御了承いただければと思います。他に何かありますか。

(全委員)

特になし。

(会長)

それでは素案を答申書として修正し、答申としてまとめ、答申書として処理をさせていただきます。ありがとうございました。では今後の扱いについて確認を含めて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

答申素案についてですが、今後は原田会長から平塚市長に対し、答申書を手交していただいた後、11月に条例に関するパブリックコメントを実施いたします。その後の庁内手続きを経まして、来年の3月議会に条例の一部改正を上程する予定でございます。さらに実際の運用の開始日につきましては半年間の周知を行った後、平成29年の10月に実際の運用の施行日ということで考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。以上のような流れで展開していきますのでよろしく申し上げます。それでは今日の中心的なテーマになるかと思いますが、議題2の戸別収集に関する調査研究についてに入ります。本日から議論を始めることとなりますが、事務局からは過去の廃棄物対策審議会における提言の内容も含め、資料が配布されているようです。事前に事務局からは、本日のこの審議会の目標は、戸別収集に関する共通認識を委員の皆さんの間で確立したいということのを要請してもらっていますので、今日はそれに従事し、次回以降具体的な論議に移っていきたいと思っています。本日は皆様と一緒に戸別収集に関する共通認識を持ちたいと考えています。

その共通認識として、1つ目は、戸別収集の諮問に至るプロセスについて共通認識を持つこと。2つ目は、戸別収集のイメージについて共通認識を持つこと。3つ目は、平塚市における家庭ごみの収集状況などの共通認識を持つこと。共通認識を持っていただくことを本日の目的とし、次回具体的な論議に入っていきたいと思っておりますので、御理解の上ご参加いただければありがたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では資料2の説明をいたします。タイトルの「平成26年3月廃対審提言書の趣旨から今回の諮問に至るまで」ですが、平成26年3月に作られた「家庭系ごみの有料化について」振り返るところから始めます。資料2の最後にはこの二年間で行う議論の内容及びスケジュールも示しています。では資料2の一番上の1と書かれた部分ですが、26年3月の提言書で出された内容が書かれています。この中で触れられているのは民間委託に関する内容、戸別収集に関する内容、家庭系ごみ袋の有料化に関する内容です。この3つの内容ですが民間委託については、市民負担を強いる前に、まず市はごみ処理経費全般の削減をすべき、市直営で戸別収集が難しい場合は民間委託で実施すべき、といった内容が書かれています。戸別収集ですが、導入する理由として、ごみの減量及び分別意識の向上、公平性の確保、不適正排出の削減、自治会が抱えるごみステーションに関する調整の困難性、老年人口増加への対応、こういったことが、戸別収集導入の理由として述べられています。家庭系ごみ袋の有料化の導入理由ですが、ごみの減量及び分別意識の向上、公平性の確保、戸別収集を実施するには財源の確保が述べられています。それぞれバラバラに意見されている印象をお持ちかもしれませんが、提言書の中で、優先的に市が取り組むべき事項は戸別収集であります。そのために必要となる車の数、人の手当について民間委託や家庭系ごみ袋の有料化が言及されているというところを確認いただきたいと思えます。こういったことを踏まえ、2の提言内容の整理をまとめさせていただきました。平成26年3月の内容をまとめるこの2つの文章になるということです。

一つ目は、市は上記課題を解決すべく市民負担を強わずにどの範囲であれば「戸別収集」が可能か検証すべきである。戸別収集に絡めた民間委託、家庭系ごみの有料化の考え方も、二つ目の文章で確認いただけたらと思えます。その上で財源不足を賄う手段として家庭系ごみ袋の有料化(民間委託も含む)の議論を開始すべきである、というようなところです。そういった内容を踏まえたときに、こちらの提言をどういう風に受け止め、審議会の中で議論を深めることができるのかというところで3に移ります。諮問から答申までの進め方になります。前回諮問をさせていただきました、戸別収集に関する調査研究についてというタイトルだったことは、皆様記憶に新しいかと思えます。その中での趣旨ではありますが、提言書を踏まえた優先的課題の抽出と「戸別収集」の在り方というタイトルです。提言書という言葉がありますが、提言書は繰り返しになりますが平成26年3月の提言書の内容です。優先的課題と書いてありますが、1のところでは民間委託、ごみの有料化を考えるに至っては、まず市のほうで歳出削減すべきである、また現状の範囲であればどの程度の戸別収集ができるのか、この部分を洗い出すことが必要である。洗い出すにあたっては、どのごみを対象として収集するべきなのか。そういったところから、優先的課題の抽出を記しています。

実際にこの2年間の廃棄物対策審議会の中で、調査研究する内容はこの3つを書かせていただいています。一つは「どのごみの区分」を「どういった理由」で戸別収集すべきか長所と短所を整理するという点が一点です。もう一点は、市民アンケートを実施し戸別収集の必要性を確認する点が一点です。三点目は市民アンケートを踏まえた調査研究の成果物として審議会は答申書を作成する。といったところです。2年間でこの審議会でまとめる作業が全部で3つあるという形になります。では、具体的にどういった内容を検討・検証していくのかということですが、4の内容中の から まで書いてあります。順にお話ししますと、 、戸別収集のイメージを共有する。提言書における戸別収集の範囲、具体的には戸別収集自体の必要性や効果（長所）は言及されていますが、具体的なごみの区分や回収頻度等は今後の検討材料とされています。従いまして、実際の戸別収集の方法やその他の環境要因を確認した上で、戸別収集とはどういう収集の方法で、どういったものを収集するべきなのかといったところを、審議会の中でまとめていただく作業がイメージを共有するということです。そして 、戸別収集の必要性を確認。審議会内部の議論から次の段階へということになります。提言書では、戸別収集の導入にあたり、ごみの減量化、分別の推進、公平性の確保等、従来からの導入理由のほかに、平塚市独自の理由として老年人口の増加や自治会によるごみステーションの維持管理の困難性が指摘されている。 で具体化したイメージをもとに審議会は、戸別収集の対象と考えるごみの区分と理由をまとめ、その上で市民アンケートを実施。市民アンケートを踏まえ、戸別収集に係る考えを審議会として肉薄する。こちらが の内容でございます。

本日の内容としては、 の戸別収集のイメージを共有、ということを中心として会議を開催させていただいています。次回以降は を踏まえて、 の部分を具体的に検討して、もう少し具体的に言いますと、どういったごみの区分を、どういった理由で戸別収集していくのか、この2点についてまとめる作業を今年度は実施する、ということになります。そして です。戸別収集の経費の考え方ということになります。提言書でも再三触れられていますが、市全体の経費削減を念頭に置くという点について、提言書で言及された経費削減の考え方を踏まえ、なるべく追加的な費用を発生させることなく、まずは直営職員（再任用を含む）を最大限に活用することを第一に考える。なるべく市民負担を強くない形で戸別収集の道をまずは探る、ということになります。優先順位を考えたときに、いずれ追加的に必要となるものがある場合は、財源不足等を賄う手段として、家庭ごみ袋の有料化や民間委託を考えると、順を追ってこの3つについては考えていく。そのきっかけとしては、まず戸別収集はどのような形で考えるべきなのかをこの 、 、 をもとにまとめていくことが一番重要な審議会としての役割になってくると思います。

そして最後 です。答申書の作成、市民アンケートを踏まえた調査研究のまとめ。市民アンケートを実施することで戸別収集に関する幅広い意見等を集約。審議会は を踏まえ、平塚市が必要とする戸別収集に係る調査研究の成果を答申書としてまとめ、最終的に市長に手交する。といったような内容になってございます。 のスケジュールのところになりますが、審議会での皆様の任期の2年間は丸々この議論について時間をかけて、議論いただけたらと思っております。その中で、平成28年度の前半が本日までの話なのですけれど、それを終えた後、平成28年度の後半から平成29年度の前半にかけて、実際に審議会として考えたまとめをもとに、市民アンケートを実施する段取りで話を進めていきたいと思っております。そこでアンケートをやりっぱなしということではなく、今回諮問に関しては、戸別収集の調査研究についてという形をお願いをしているところですので、まずは廃棄物対策審議会として考える戸別収集について考え方をまとめ、その上で市民アンケートを実施する。そうした過程を踏まえ、最終的に平塚市としてどのような形で戸別収集の道を考えていくべきか。ということをお答えとしてまとめていただきたいというのが、この2年間の主な仕事になってくるのではないかと思います。そういったところを一つ確認していただいた後に具体的な議論に入っていければと思っております。資料2の説明をさせていただきます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。今、資料2に基づいて戸別収集に関して御説明をいただきましたが、本日は戸別収集に関して論議していただく第一回目でございますので、特に共通認識を持つために戸別収集に関しての説明に対して、何か質問、御意見等ありましたら遠慮なく出していただけたらと思います。

(委員)

今、行政の方から説明がありましたが、のスケジュールについて一言質問いたします。2年間かけて最終的に市長に手交するということですが、もっと前倒しにできるのではないですか。それと平成28年の前半後半で戸別収集のイメージを共有するということでしたが、2回に渡って議論することなのですか。このことが疑問に思いますが、なぜもっと早く詰めないのですか。それと、審議会の開催時間が1時間半だが、他の審議会や重要な会議は2時間以上使って行っています。なぜ1時間半にしたのかを説明いただきたい。

(事務局)

まず時間の90分というところですが、委員の皆様が集中して議論できるようにこの時間で設けている。もっと長いほうがといった御意見があれば、そのような形で行きたいと考えています。あとスケジュールの関係でございますが、一つ一つの議論が長すぎるのではないかと感じると思いますが、今回廃対審の中だけの議論で答申を市長にお渡しするというのではなく、ごみ処理に関して市民の皆さんにアンケートを予定してございます。アンケートをするにあたって、事前の議論を十分やっていただきたいという思いがありまして、この度は十分な議論の時間を取ったという状況です。

(委員)

2年間かけてこの議論をやるのかどうかは、この審議会の持ち時間に戻ってくるわけです。ここに集まっている皆さんは、審議会がどれだけ重要かというのは知っていて集まっていると思います。平塚市で一番大事なものがこの審議会です。90分が集中して議論ができる時間として設けていると受け止めたんですが、審議会は普通2時間以上やっています。90分にしておいて答申が重要だからと言って、アンケートを取るまで入れて2年間を費やすのはどうかと思います。審議会の議論はもっと早くでき、2年間を1年半に短縮できるはずですよ。はっきり言えば他の審議会では1年で成果が出ていると思います。なぜ2年間に延ばす理由があるのか説明いただきたい。

(事務局)

まず時間の設定の話ですけれども、今までこの審議会が90分という形で行ってきたという事で、この時間で設定しています。今提言をいただいている、ごみの有料化等につきましては重要案件となっており、そういったことを審議するについては、今後皆様方の御意見をいただきまして、もう少し長い時間を取って審議をするのは、吝かではございませんので次回以降検討いたします。また、スケジュール的なことで2年間が長すぎるという話ですが、今回の案件は事務局といたしましても、先ほどの資料2で説明したとおり民間委託の問題があり、戸別収集の問題があり、有料化の問題がありという事で、今まで行ってきたごみ収集体制、ごみ行政を大きく変えるような案件だと思っております。この審議会でご審議をいただいた後に各種団体、自治会等の意見も聞かなくてはいけない、また、福祉団体、ごみ減量化の団体、美化推進の団体等の意見も聞かなくてはいけないので、色々調整をしながら進めていきたいと思っております。ということで、2年間というスケジュールを取らせていただいたのですが、迅速に行って1年半で済むこともあると考えるので、事務局のほうとしても、迅速に行っていくという事で、御理解いただければと思います。

(委員)

事務局のほうでも対応を考えているとのことなので、私のほうでも理解しました。あとは会長と事務局でよく話し合いをしてもらいたいと思います。この審議会の議論は集中的にしていかないと、先送りになってしまいます。先ほど90分といいましたが、過去には90分以上議論したこともあると思います。今日出席している皆さんは、この審議会が重要であることを認識しているはずで、審議会報酬も支払われているので、集中的な議論をして、早めに詰めていくべきだと思います。パブリックコメント等は時間を取るべきですが、この議論については、集中的にしたほうがいいと思います。

(会長)

議事進行に関しては私の責任ですので、内容が1時間半で済まないと判断すれば、当然2時間3時間やる可能性もあります。そこについては、司会進行役の私にお任せいただきたいと思います。それから、今までごみステーションでやっていたのを戸別にするとというのは、それだけ非常に多くの手間と、住民の協力がなければできないことです。ですから市のほうの活動が独走して空回りしたのでは全く意味がないと思いますので、まず最初にコンセプトを明確にして、共通認識を持って論議していきたいです。共通認識がないまま論議すると水掛け論で終わりますので、目標と概念を捉えたとえで色々な御意見をいただき、大いに時間をかけていきたいと思っております。そして、色々なところと調整しなければならぬと話がありましたが、それは当然のことで、他部署や関係団体との連絡や見直し点の指摘があれば、それは事務局のほうから出していただくことを前提にして、この審議会で論じていかなければ、審議会の意味はないと思います。今後はそういった形で進めていきたいと思っております。それと、パブリックコメントを聞かなければ一部の独走になってしまうので、しっかりしたものを作ったうえで、パブリックコメントを取らないと意味がないと思います。中途半端な状態でパブリックコメントを取っても、どういう風な価値判断をしたらいいか市民の人にもわからないので、まとめ上げる時間が必要になってくるのではないかと思います。堂々巡りみたいなものがたとえあったとしても、きちんと方向性を決めて、パブリックコメントに持っていかないとやる意味がないと思います。なので、集中的に論議するときと、ある程度時間をかけて調整するときと、パブリックコメントの中身を決めるとき、これが山場になると思っておりますので、そういうところには時間をかけてやっていきたいと考えております。

今いただきました御指摘は大変重要な御指摘と思っておりますので、事務局のほうとよく相談をして、審議会が実りあるものにしたいので、成果が上がるような運営をしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。何か他に御意見等ございますか。

(委員)

イメージを共有するという発言がありましたが、説明いただいた市全体の経費削減の文章ですが、前回事前に配った、提言書3ページのごみ処理経費についてのところと、イメージが変わったように感じましたが、3ページのほうでは、今後ごみ処理経費全般の人件費については毎年約13億円近くかかる見込みとなっていて、人件費の削減については退職者不補充分の継続とともに書いてあります。しかし、新しいほうの表現はなるべく追加的な費用を発生させることなく、直営職員(再任用含む)を最大限に活用することを第一に考えるとあり、イメージが違うように見えるのですが。

(事務局)

概ね提言書のロジックを大切にこの資料を作成しております。何故に有料化で、何故に民営化であるかの原因を手繰っていったときに、タイトルとしては家庭系ごみ袋の有料化となっておりますが、それのもとを正すと一番求められた部分というのは、戸別収集でした。

(委員)

再任用を含む不補充は何か言われていますか。

(事務局)

退職者の不補充、現業職員の不採用の状況が現在平塚市では続いております。職員課が担当していますが、方針として職員課では今後不採用で、今いる現業の職員で、道路やごみの部署では新規の職員は採用しない形で、退職された方も含めて再配置を考えています。現在、職員課からのその方針の中で、現場の作業についても行革を進めましょうというお話をいただいています。当然候補としては、ごみの作業現場についても候補に挙がっています。こちらで示した職員不補充の中で、直営職員の配置の具合に合わせた戸別収集を考えてくださいという事ではなく、まず改めて皆さんには、平塚市の戸別収集はこうあるべきだという形を示していただいて、そこに人が何人かかる、仮に直営職員で賄いきれない場合に民間活用を考えたり、経費が足りないという事であれば、ごみ袋の有料化等を合わせて御議論いただきたいと思っております。

(会長)

なるべく現職員でやる、それでダメだった場合は民間委託をする、それでも経費が足りない場合は有料化の方向性を考えるというスタンスだと思います。ですから今日から戸別収集の問題を論じるので、平塚市だったらどんな戸別収集が可能であるか、どんな戸別収集をするのが好ましいか、やるとするならどこまで可能性があるか、どこまでが限界であるかを決めていかなければいけないと思います。そこを皆さんで検討して意見を賜りたいと思います。戸別収集をやるからすぐ民間委託をする、コストが増えるからすぐ有料化するという結論になるのではなく、現状のスタッフでやれる範囲の中で最も有効な戸別収集のやり方は平塚ではどういったものかを考えなくてはならないと思います。

(委員)

今、戸別ではなくてステーションでやっていますが、戸別収集といった場合に、他市を見ても経費が1億や8,000万というのを聞いています。最初から戸別収集だけをやった場合、これだけ赤字になるという前提で、ごみの有料化をやらせてくださいという事でよろしいですか。できればごみの有料化と一緒にやる方向もあるのではないかと思います。市の考え方としては最初に戸別収集をやって、赤字が出たから有料化するという事ですが、一度赤字を出してしまうのはどうかと思いますが。

(事務局)

考え方としては当然あると思いますが、これまでのロジックから戸別収集自体が平塚市でできるのかどうかがあると思います。戸別収集をやることによって、費用が現状に比べて大きくかかればその段階でやる、やらないを含めた議論が必要だとは思いますが。戸別収集が現状の中でできるのかどうか、それを確かめていないのが現状です。そうした資料を作成して廃対審の御意見も伺いながら、戸別収集に手が付けられるかどうかを優先でやっていきたいと思っております。その後有料化をやってまで戸別収集をやるのかという議論になってくると思います。最初から戸別収集と有料化と一緒に議論すると、論点が拡散してしまう恐れがあります。戸別収集をやっていくための有料化、民間委託の考え方はありますが、まずは戸別収集について調査研究をしていきたいと考えています。

(会長)

すぐに戸別収集に移行するという事ではないですね。

(事務局)

現在資料2にもありますように市民負担を強いるのではなく、現在の収集体制で収集しているものを、そのまま戸別収集をすることができるのかを考えなくてはならないと思います。これから職員も退職をして市の職員も減ってまいります。今、可燃ごみ不燃ごみ等を収集しているそのままを戸別収集していくのか、あるいはどの範囲であれば戸別収集ができるのか、今の体制で、市民の負担を強いることなく、そういった御議論をこれからこの中で引き続きさせていただきたいと思います。

(会長)

事実、前の廃対審の提言書で出てきているので、それをベースに検討を加えることはこの会で必要なことです。その中で3つ出て、戸別収集の問題がその中心になっている事になりますから、平塚市が戸別収集を導入することができるかどうかをまず検討する必要があります。そのためには戸別収集に関しての共通した認識の中で、平塚市で実現可能な方法論はどういうものか、現在やっているところを参考に、問題点は何なのか、他の市町村を参考にしながら、平塚市の戸別収集を検討していくというのが現段階だと思います。そうした検討を始めてみなければ、動きが取れないだろうと思います。まず戸別収集に関して検討するためには、戸別収集をよく理解する第一歩が今日の会議だと思います。

(委員)

自治会でごみについて可燃不燃プラ等をどこに出しているか、データを取りました。そして、ごみについてどういう問題点があるか意見をいただきました。カラスの被害の他に一番自治会として気になっているのは、うちの前に集積所が何十年と置かれている。それに対して言われても自治会としては何も言えないです。説明会を設けても他の人がやってくれる状態ではないです。自治会としては戸別収集をやってくれないと、それが解決しないので現状困っています。よくいるのですが、場所が指定されていて替わる人がいないということです。中には年寄りの方が歩けないと困るから自宅に置きたいという人もいますが、今の状態から変わると、他の方がそこに置きちゃうとそれも別のことなので、ステーションのことが自治会ではネックになっているので、戸別回収すれば解決の道に行くのではないのでしょうか。

(会長)

ごみステーションで実質的な様々な問題点が出ているという事ですよね。それに替わる方法論として戸別収集の可能性を追求する等、そこら辺の説明が今日の段階で出てくると思います。まず説明を聞いてみて、その上で論議を再開するという事でよろしいでしょうか。まだ途中の段階ですので、事務局が用意した資料に基づく説明を聞いたうえで、活発な論議をしたほうが筋が通りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今資料2に対する説明が終わった形になりますが、残っています資料3から5の説明をまだ聞いていませんので、そこら辺の戸別収集に関して事務局のほうで用意してもらった資料だと思しますので、それを聞いてからさらに論議を再開したいと思います。

(事務局)

それでは資料3から資料5まで一気に説明いたします。資料3の戸別収集とはの定義付のところで、藤沢市のほうでこういった文書を作っているのを御紹介させていただきます。現在使用している道路上の集積場所(ごみステーション)を廃止して、戸建て住宅の場合は各戸ごとに、集合住宅の場合は居住者の専用ごみ置き場ごとに収集する方式、という表現となっています。これに関連した内容として、道路に面した敷地内に家庭ごみを排出する、道路に面した自宅敷地内の収集しやすい場所に出す、道路・歩道・側溝などには出さない、ということが注意書きとして書かれています。実際に市民の方向けに用意されているチラシやホームページもございましたので、皆様のイメージをお持ちいただく参考になる

と思い用意しました。右上に大和市と書かれているものと、同じように右上に藤沢市と書かれているものがあります。

藤沢市のものを御覧いただけますでしょうか。住民説明の時に使用した資料をいただきましたので、それをもとにお話ししたいと思います。平成19年の4月から藤沢市については戸別収集を開始したわけですが、一戸建て、集合住宅それぞれに収集の仕方が異なります。基本的に先ほどの定義付のところにもございましたが、集合住宅の場合については概ね従来通りという形になっています。一戸建てのところですが、道路に面した敷地内に出してくださいというのは先ほどの定義付のとおりです。実際に建っている環境に応じて取り方が異なってくるところで、専用通路のある場合、道路と高低差がある場合、同一敷地内の戸建て借家の場合等バリエーションはありますが、概ね敷地内の中にあるものを職員の方で回収します。回収の主体については直営又は委託があるとは思いますが、この資料に関してはどういう収集をしているのかというところで、こちらの図を参考にいただければと思います。なお、ごみの実際の出し方が、ごみネットを設けるのがごみステーションになりますので、戸別収集する場合には、下段のところにあります、ポリバケツや一戸建て用ネット、バケツ等を置いてごみ出しをされているという状況です。集合住宅においては従来通りでネットや専用集積所、収納ボックスを引き続きご利用くださいとのことでした。

もう一枚大和市のほうを御覧ください。一戸建て、集合住宅の別にそれぞれのごみ出し方法が表現されています。内容のほうも藤沢市と同じような内容になっています。バリエーションとしてはこういったところが参考になると思います。

続きまして資料4を御用意ください。先ほどお話がありました、ごみステーションと戸別収集それぞれに問題点があり、それをまとめた資料になります。一つ目が分別等の意識、ごみステーションのほうでは排出者が特定しにくいということで、分別意識が低くなってしまおうということです。戸別収集については排出者が特定されることから、分別意識の向上や排出マナーの改善が期待できるのではないのでしょうか。続きまして不適切な排出は、ごみステーションについてはやはり特定しにくいことから、不適切な排出はしやすいということです。事業系ごみについても目が届かないことから排出されやすいというデメリットがあります。戸別収集については、排出者が特定されることから違反ごみは出しにくいですが、事業系ごみについては不法投棄しにくいということです。次の美観衛生面ですが、ごみステーションについては、自らの所有する敷地内へのごみ出しではないため、自治会等のコミュニティによる清掃が不可欠です。また、公道にごみ出しをするため、街の美観の確保が困難というところがステーション方式の考え方であり、一方戸別収集に関しては、自らが所有する敷地内へのごみ出しのため、衛生面を意識するというところで、自らの責任で清掃を実施する動機づけになり、美観衛生を保ちやすいです。また公道ではなく敷地内へのごみ出しのため、街の美観の確保がしやすいと思われます。続きましてコミュニティ（自治会）の尊重というところで、ごみステーションは自治会が関与してまちづくりに関する課題に取り組むことから、自治会に対しての自主性と自立性に関するメリットは大きくなるのではと思います。戸別収集については、市と戸別宅における関係になるため、自治会との関係が希薄になってしまい、自治の尊重意識が低くなるということです。集積所の管理ですが、ごみステーションについては集積所を衛生的に使用するため、集積所利用者で管理する必要があります。集積所の移設やカラス対策等諸々のことを含めて管理という言葉にしておりますが、ごみステーションについてはこういった管理が必要になってまいります。一方で戸別収集については、住民トラブルの原因にもなっていた集積所の管理が不要になるというメリットがあります。続きまして利便性です。ごみステーションは収集車の通行できる集積所まで運び出して貰うことから、利用者としては負担であり、利便性については低くなります。またごみ出しの時間に柔軟性がないので、利便性が低くなっています。戸別収集については、戸建て住宅の前に排出するため、排出負担が少なく利便性が高いということです。ごみネット以外にもバケツやポリバケツの中に入れていただき、我々が収集する時までに出していればよい等、時間的柔軟性がきくのかなと思います。それについては先ほど見ていただきました、大和市の

資料を御覧ください。こちらの上から3つ目です。収集は収集日に一度です。「ごみ出しの時間の原則は午前8時までですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うように出してください」というような書き方がされています。散乱等しないような形で管理ができているのであれば、その時間までに出していただければ結構です。とごみステーションにない内容になっています。

続きまして、コストに関する内容です。資料4にお戻りください。当然ごみステーションについては、効率を追求した形での集集体制になっていますので、ローコストになっているのが前提です。逆に戸別収集については一軒一軒収集するということから、収集時間が増加しますので、その分コストは高くなるのが想定されます。収集効率ですが、こちらもごみステーションについては、集積所に集まっているところから、収集ポイントが少なくなるということで、効率が良いと思います。また実際には移動距離ですが、ごみステーション方式は最短ルートで回れるので収集効率はその分良いと思います。逆に戸別収集に関しては、逆のような点から収集効率は低くなってしまふところですが、通行車両の妨げはごみステーションについては、戸別収集と比べある程度平均移動速度が速いため、一般車両の交通の妨げになる機会は少なくなると思います。戸別収集は逆に収集速度が、大体時速5キロくらいまで落ちますので、一般車両の通行の妨げになる場合も道路事情によってはあると思います。そして最後の通行車の妨げということですが、ごみステーションについては、道路、歩道に出すことが多々ありますので、歩行者通行車の妨げになることはごみステーションのほうが高くなってしまふところですが、戸別収集については、原則敷地の中に出していただくので、公道上の安全は確保されるのではと思います。よって戸別収集にアドバンテージがありました。以上が資料4のごみステーションとこれから議論していただく戸別収集の比較になります。

では最後に資料5です。平塚市における家庭ごみの収集状況をお話ししたいと思います。ページをおめくりください。平塚市内の人口及び世帯数の推移というところですが、人口は23年度以降減少傾向となっています。一方表3の世帯数ですが、平成23年は104,990ですが、平成27年度は107,141と増えています。下の図に関しては折れ線グラフが世帯数、棒グラフが人口というところです。3ページを御覧ください。家庭ごみに限ったごみ収集量の表でございます。平成23年度は6万8千トンあったものが、27年については6万3千トンです。繰り返しになりますが、これは家庭ごみだけを抜き出しています。その内訳を見てみますと、可燃ごみについては7割弱、資源ごみについては2割5分、その他が不燃ごみ粗大ごみ等となっております。実際の構成を下の表で示しましたが、多い順に可燃ごみ資源ごみとなっています。平成23年度以降減少してきているのもわかると思います。4ページでは収集箇所の推移を表とグラフで示しました。大きくごみステーションについては、可燃ごみと資源ごみの設置状況を示しました。可燃ごみのごみステーションは平成23年度8,890だったものが、平成27年度については9,437と増加傾向になっています。同じように資源ごみ不燃ごみについても平成23年度1,875だったものが、27年度については2,152と増加傾向になっています。今、2ページから4ページまでの色々な数字をご覧いただきました。5ページと6ページは可燃ごみ用のごみステーション数について説明いたします。5ページ(1)の1ですが、ごみステーションの数と実際の可燃ごみ量をもとにグラフで表現しました。数字自体は前頁を転記したものですので、それを組み合わせるとこのような形になります。ごみステーションの数はご覧のように右肩上がりの棒グラフです。右肩下がりの線グラフは実際の可燃ごみ量です。可燃ごみの量は減ってはいますが、ごみステーションの数は増えています。図5は平均的な可燃ごみの収集量ですが、平成23年度は1か所あたり平均して49kgだったものが、平成27年度については44kgで、ごみ量に比例する形で一か所あたりの収集量も減ってきています。次は6ページ御覧ください。今度はごみステーションの数と人口世帯数の関係をグラフで示しています。同じように棒グラフについては可燃ごみステーション数、図6の折れ線グラフは人口の推移、図7の表は世帯数の推移というところで、どうやらごみステーションの数は、世帯の数に関係していると御理解いただけるとと思います。同じように、7ページ8ページは資源ごみ不燃ごみ用のごみステーションとそれぞれの関係性です。7ページにつきましては、可燃ごみの部分

で見ていただいたものと同じ関係で、ごみステーション数とごみ量は必ずしも比例の関係はないです。8ページ御覧ください。資源ごみに関しても世帯数と比例した形で、推移しているとお分かりいただけたと思います。その中で世帯数とごみステーションは関係があるというところから、9ページについては、実際に戸別収集を実施している2市1町、大和、藤沢、葉山町の例を対照表にしました。統計としては2015年2月26日公表の統計資料から抜粋しております。平塚市については総数としては101,940棟が戸建てですが、その内訳として一戸建て、長屋、共同住宅、その他となっています。その部分を円グラフとして表したのが中ほどになります。円グラフを御覧いただきますと、平塚、藤沢、大和、葉山それぞれ若干傾向が違いますが、平塚に関しては一戸建てが53%、長屋が3%、共同住宅が44%です。藤沢、大和を見てもみると、共同住宅は50%を超えている状況で、一戸建てが40~45%、葉山に至っては一戸建てが87%、共同住宅が10%といった状況で戸別収集を行っている状況です。では10ページを御覧ください。10ページの中では実際の人口、世帯数の他に、市の面積、世帯密度、土地区域の用途状況は市によって全然違います。平塚市の面積をご覧いただきますと67km²、藤沢が69km²で若干藤沢が大きいですが、都市計画用途を御覧いただきますと、藤沢の市街化区域が67%、市街化調整区域が33%、大和に至っては面積は平塚の半分以下ですが、市街化区域が74%、市街化調整区域が26%で、ある程度市街化区域に人口が集中しているところで、戸別収集を導入したと想定されます。一方葉山のほうは市街化調整区域が70%、世帯密度860人で戸別収集を行っていることから、必ずしもこの表だけをもとに戸別収集の判断はできませんが、こういったところも含め考えてかなければなりません。最後11ページです。車の走行距離というところで、ごみステーションと戸別収集の対照表を御覧いただきましたが、総延長というところが影響しています。平塚市については903,582、大和、藤沢は御覧の状況で、藤沢は面積については平塚より若干大きいとお話ししましたが、実際総延長を見てみると、藤沢は平塚よりかなり長い中、戸別収集を行っています。総延長と絡めて道路の幅員、車が通る、通れないが収集車両の人員に影響してきますが、こちらは他市と比べることができなかつたので、平塚市の部分だけ抜粋しました。2.5m未満で車が入れないであろう部分が2%で、他の市町に比べるとかなり少ないと思います。色んな背景の中で平塚の都市計画が行われてきましたが、この道路幅を考えると2トン車だけではなく、大きい車両も並行して使える計算が立つてくるので、戸別収集の計画を考えた際、こういった部分をもとに試算していけるとと思います。

本日は戸別収集を行っている市町の状況というところで、こういった資料を用意した次第です。以上です。

(会長)

ありがとうございます。具体的なデータに基づいて説明してもらいましたが、説明した範囲の中で、何か御質問等はございますか。

(委員)

特になし

(会長)

ではそれでは先ほどの論議を再開いたします。ごみステーションの方法ですが、先ほど自治会からご指摘がありましたように限界に近いです。何か他の方法論を考えていかないと、ごみの捨て方のマナーが守られていない、いくら注意しても改善がない等、限界になっていると御指摘がありました。だとするならば、それに対応して何か方法論がないかと言われると、やはり戸別収集が出てきます。戸別収集に関して平塚市が仮に導入するならば、どこまでが可能で、どこまで検討せざるを得ないハードルになるのかを突き詰めておかなければならないです。何か御意見等ありますか。

(委員)

具体的にごみステーションを廃止して戸別収集をやる場合、予算がどれくらい増えるかの試算は出ているのでしょうか。

(事務局)

試算はしておりません。これから資料を事務局で揃えて、審議会の中で御議論いただき、正式な予算の方向性が出てくるのではないかと思います。

(会長)

戸別収集はまだどの方法を取るか決まっておきませんので、そうすると予算がどのくらいになるかは決めようがないと思います。御指摘のデータが欲しいという事になれば、すでに行っていますので、他市と比べどのくらいコストがアップしたのか、市場規模、都市規模の違いも出てきて、そこら辺を勘案した時に、今の状態が平均的にどのくらい上がるかくらいはつかめるかと思います。細かい金額などは今の時点では難しいと思います。そこについては、今後の課題にしていきたいです。他に何かありますか。

(委員)

次回からは具体的な問題や課題をどんどん潰す方向で議論していただきたい。

(会長)

戸別収集の方法論を検討する視点でよろしいですね。今までごみステーションでやってきて、様々な問題点が出て、限界に近いという事で、他の方法論として、戸別収集の方法論を検討するにあたって、様々な問題点を具体的な形で論議しあう、という形にこの審議会をしていくのは、もっともな御意見だと思います。今日は共通認識を持って、次回からは具体的な論点を明確にした上での論議をしていきたいと思っています。それにあたり事務局からも色々な資料を出していただけるとありがたいです。よろしいでしょうか。

(委員)

先ほど自治会の立場での話があり、私も自治会の立場でお話ししますが、平成26年に皆さんでこの提言があって、今回の審議会の議題になったと思いますが、まずお尋ねしたいのは、戸別収集をするべきである提言だったという点で、今回市としては、戸別収集を実施する方向でよろしいですか。費用やその他の問題もあると思いますが。大和、藤沢の資料を見ると、不燃ごみと可燃ごみが両方戸別収集なっていますが、平塚市が仮に戸別収集をやった場合は、両方やるのですが、それとも片方だけです。

(会長)

具体的な議論は次回からやります。

(委員)

方向性として、戸別収集はどこの部分でやるのか、検討課題があると思います。皆さん一市民として、ごみ出しを利用されていますが、自治会の立場からすると、地域住民とのトラブルの問題、事務局には収集業務の対応で御迷惑をかけている点があります。ごみステーションに出すことによって、不分別、無責任に放置されるわけですから、個々の責任としてご自分の家での収集となれば、私の立場からするとありがたいと思います。今後色々な具体例が出てくるとは思いますが、全体の流れとして方向性を確認したいです。不燃ごみ、可燃ごみ、プラクル、資源ごみとあり全てではないと思いますが、提言をいた

だき今回の議論の中で、今後の確認事項として質問しました。

(事務局)

今、御議論いただいている内容は、平成26年3月の提言書に基づいて議論していきます。その中に民間委託、戸別収集、ごみ有料化というような提言がされているので、それについて実際に戸別収集はできるのかどうかを御議論いただきたいと思います。その中には先ほど申しましたように自治会や福祉団体、一般市民等の意見もあり、そういった意見を聞きながら最終的にまとめていきます。その中で何を収集していくかの議論がここで出てくると思います。御理解いただければと思います。

(会長)

要するにその辺が検討課題という事ですね。全部いきなりやって上手くいかず、失敗になった時の責任は凄まじいものになりますから、やれるとしてもどこからやるのか、検討して段々広げていく方法で、慎重論で行かざるを得ないと思います。提言書として正式に戸別の問題が出ていますので、それを取り上げないことは出来ません。次回から色々事務局で整理して、上手く論議に持っていけるようにしたいと思います。皆さんもそのつもりでお願いします。何か他にありますか。

(委員)

資源ごみの回収を昔、平塚で始めたときに、モデル地区をやられたことをご存知ですか。モデル地区を指定して、モデル地区として資源ごみのステーションを設けたことがありました。その部分に対するお考えはありますか。

(会長)

そこについても次回以降やりますが、当然事務局でも考えていると思います。まず調査して、すぐ全面的に展開していくことは無理ですし、自治会の協力がなくやっても実現不可能です。そういう風な路線になるのではないぐらいで、それ以上はお答え出来ませんが、事務局でもお答え出来ないと思います。その方向性は検討されるだろうというレベルで抑えたいと思います。

それでは色々御意見いただきましたが、次回から本番ということで、今日は色々な形で具体的な戸別収集に関しての共通認識を持っていただくことに関しては、それなりに効果があったと思います。次回からはその共通認識に基づいて、具体的な問題を論じていきたいと思います。事務局の方からもそういう視点で様々な論点を出していただければと思います。それでは事務局に司会進行を任せます。

(事務局)

活発な御議論ありがとうございました。次回からより具体的な戸別収集の方法論について御議論いただきたいと思います。次回の開催予定についてここで調整したいと思います。事前に会長と日程を調整してまして、今のところ11月に開催を考えております。候補日は11月17日、18日、24日となっております。

<調整>

では11月17日の午前中に開催します。開催時間についても御指摘いただきましたので、時間に余裕をもって日程を組ませていただきます。

(会長)

11月17日の午前10時からとします。場所はまだ未定です。後日事務局から連絡をいただきます。

(事務局)

それでは次回11月17日(木)10時から、場所は追って御連絡いたします。では以上で本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。

以上